



ピースデポ

平和資料協同組合

Peace Depot (Peace Resources Cooperative)

発行人：湯浅一郎／住所：〒223-0062 横浜市港北区日吉本町 1-30-27-4 日吉グリーン1F
TEL: 045-563-5101 / FAX: 045-563-9907 / E-mail: office@peacedepot.org
郵便振替：00250-1-41182 特定非営利活動法人ピースデポ
銀行口座：横浜銀行日吉支店 普通 1561710 特定非営利活動法人ピースデポ

会報

No.33

2013.12.15

2013年を振り返る

核抑止策から抜け出す絶好の機会、

北東アジア非核兵器地帯を 求める声を広げよう

湯浅一郎(ピースデポ代表)

日本が核抑止策を 変えねばならない環境が生まれている

2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議の最終文書に、核兵器禁止条約への留意や国際人道法の遵守が初めて盛り込まれてから3年半がたち、15年再検討会議まで残すところ1年半となりました。核抑止に固執し、相変わらず核兵器の近代化を進める核兵器国の姿勢により、核軍縮は停滞したままです。しかし、13年の後半、状況を変える新たな環境が作られつつあることを示すいくつかの出来事がありました。

まず核兵器の非人道性を訴え、「核兵器がふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことに人類の生存がかかっています」とする「核兵器の不使用を求める共同声明」への賛同が急激に広がりを見せています。10月の国連総会に提出された4回目の声明では、国連加盟国の3分の2が賛同しました。そして何よりも日本政府が初めて賛同したのです。これは、日本が、核抑止に依存しない安全保障政策へと転換するまたとない好機です。

一方で今年は、朝鮮戦争停戦協定の締結から60年目、6か国協議が始まってから10年の節目でし

た。しかし、北朝鮮の衛星発射をめぐる対立構図の中で、冷戦終結から20年以上たつ今も、北東アジアでは軍事的な緊張と対立が続き、冷戦は保持されたままです。安倍政権は、こうした軍事緊張を前提として、「国際協調主義による積極的平和主義」を基本理念とした国家安全保障戦略を策定し、それに対応して防衛大綱を見直し、オスプレイや無人機の購入を含む中期防を決定しました。これは、防衛費の増大と日米同盟の強化による軍事的対応を柱としたもので、軍事的緊張を高めるものでしかありません。今、求められているのは、不信と対立の悪循環から抜け出すための、対話と協調による包括的な「平和のビジョン」です。

今年7月、国連事務総長の軍縮諮問委員会が「事務総長は、北東アジア非核兵器地帯（NEA-NWFZ）の設立に向けた適切な行動を検討すべきである」との画期的な勧告を行いました。また9月の国連ハイレベル会合において、モンゴルのエルベグドルジ大統領は、NEA-NWFZの設立への検討作業を行う準備があることを表明しました。これらの環境の中でNEA-NWFZの形成はますます重要性を増し、かつ実現可能であることが見えてきています。

北東アジア非核兵器地帯への支持広がる

ここで、13年の私たちの歩みを簡単に振り返ると、4月、ジュネーブでの2015年NPT再検討会議第2回準備委員会における日韓NGO共催のワークショップでは、6か国の政府代表部関係者の発言を引き出すことができました。また国際平和ビューロー（IPB）、世界教会協議会（WCC）、核軍縮・不拡散議員連盟（PNND）という国際組織が協力団体となり、これを基盤に「北東アジアにおける平和プロセスと非核兵器地帯促進のための共同アピール」を採択しました。

11月8日、WCCは、ジュネーブでの共同アピールも踏まえ、釜山での年次総会で採択した「朝鮮半島の平和と統一に関する声明」において、朝鮮戦争の停戦協定を平和協定に代えること、及び北東アジアのあらゆる核兵器と原発の廃棄を勧告しました。6月3日には、NEA-NWFZを支持する自治体首長409名の署名を、田上長崎市長、鈴木藤沢市長が、松山外務副大臣に提出しました。その後も、非核宣言自治体協議会が独自に会員自治体へ呼び掛けることにより、賛同は13年末現在、542名に達しています。

日本政府をして北東アジア非核兵器地帯の創設を表明させるためには、まだまだ強力な世論が必要です。WCCの釜山における声明なども活かし、日韓の宗教界にNEA-NWFZの支持を広げていく方策を練る必要があります。そのために日韓を中心に国

境を越えた市民社会の重層的な連携を構築し、「平和のかたち」への協働に取り組みます。

来年は2015年に向け飛躍する一年に

組織的な課題として、編集体制の弱さから、「イアブック2013」の編集が12月にまでずれ込み、会員の皆さまには大変ご迷惑をおかけしました。モニター誌やイアブックの執筆者の開拓と編集体制の構築が懸案事項です。一方、経営は、依然として厳しいものがあります。13年も退会者が入会を大きく上回り、そう、少なくとも15人を越える会員減が予想されます。一方で平和博物館の特別展示や、オスプレイに関する平和団体からの新規業務委託を得たことは単年度収支に大きく寄与しました。有給事務局スタッフ2人体制を安定的に維持するため一層の会員拡大、委託業務の開拓、販売物の拡販が求められます。

来年は、15年NPT再検討会議への最後の機会となる第3回準備委員会があります。13年に動き出した新たな気運を形にし、日本政府に、核抑止に変わる安全保障政策をうちださせるために、市民社会からの働きかけに工夫を凝らした取り組みが求められます。

ピースデポは、調査・研究活動を軸に可能な限り市民社会の運動のコーディネートの役割を果たしつつ、北東アジア非核兵器地帯を求める幅広い世論を形成し、政府への働きかけを強めていきたいと思えます。来年もよろしくお願いいたします。

活動報告



平岡秀士

塚田晋一郎



第5回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ

（13年11月2日～4日、長崎市原爆資料館）

主催：核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会

ほぼ3年に1度のペースで開催されてきた「地球市民集会ナガサキ」。第5回目の今回は、初日に全体会、2日目に分科会、3日目に全体集会と「ナガサキアピール2013」の採択が行われました。

第1分科会『非核の傘・非核兵器地帯を広げよう』では、塚田晋一郎事務局長代行がパネリストを務めました。また、ピースデポとして、会期中はNGOブースを出展し、長崎と首都圏の会員さんのご協力により、資料展示および書籍販売を行いました。



川崎市平和館企画展

（13年11月15日～12月18日、川崎市平和館「屋内広場」）

主催：川崎市、協賛：日本平和学会

毎年開催されている、川崎市平和館の企画展。

今年は「環境から考える平和」をテーマに、約1か月開催されました。ピースデポは委託事業として、パネル作成等に取り組みしました。

企画展では小学生から大学生までの考える環境問題や、関連する草の根、行政の取り組みも展示されました。関連イベントとして、11月24日には、明治学院大学Peace☆Ring（右ページ）、和光大学現代社会学科、「おひさまプロジェクト」の方がプレゼンとディスカッションを行いました。



イアブック「核軍縮・平和2013」—市民と自治体のために



特集:北東アジアにおける平和の枠組み

核兵器の「人道的側面」が焦点化する国際社会の中で、被爆国・日本のあるべき姿とは—？
核軍縮と平和をめぐる2012～13年の世界と日本の動きや、自治体、NGO、市民の取り組みを、
解かりやすいキーワードで解説しています。ぜひ座右にご一冊。周りの方々にもお広めください！

10冊程度の預け売りや、お近くの図書館へのリクエストなどにもご協力を！

会員価格1700円／一般価格2000円(+送料)

監修:梅林宏道／発行:NPO法人ピースデポ
発売元:高文研/A5判、336頁/2013年11月27日発行

□ 44のキーワード:核軍縮/ミサイル防衛/
米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
□ 市民と自治体でできること □ 44の一次資料

★ご注文はピースデポまで！★

学生ボランティアから

「非核・平和」のために 学生にできること

明治学院大学国際学部2年
「Peace☆Ring」代表

中村 充孝



私は明治学院大学2年の中村充孝と申します。現在、Peace☆Ringという学生団体の代表をさせて頂いています。Peace☆Ringは、「平和について、学び、実践し、発信する」をモットーに掲げて活動している明治学院大学の公認団体です。核軍縮や米軍基地問題など、「平和」に関連するものなら何でも扱っており、ここ2年程は川崎市平和館にて開かれる企画展示に参加するなど、メンバーの興味関心に応じてさまざまな活動を行っています。

これまで、イベントのお手伝いなどの機会に、ピースデポで何度かボランティアをしてきています。毎年8月に行う広島と長崎へのフィールドワークでは、ピースデポの方々に現地で案内をして頂くなど、大変お世話になっています。フィールドワークは、主に8月6日までを広島、11日までを長崎で過ごします。資料館・戦跡巡りや、被爆者のお話を直接伺ったりすることを通して、人類の犯した過ちの痛ましさを肌で感じるができます。同時に、原水禁の分科会に参加したり現地の学生と交流をしたりするなど、現在の国際社会における日本の在り方をじっくりと考える機会も設けています。

今年の夏は、新しい試みとして現地で出逢った人にインタビューをし、それを編集したものを大学の学園祭で上映しました。インタビューでは、田上富久長崎市長や、山本太郎さんなどの国会議員の方からもお話を伺うことができ、そういった

方々の生の声を学校の友人に映像で伝えるということに醍醐味を感じました。

また、私はPeace☆Ring以外に「TAZ(タズ)」という学生のネットワークでも活動しています。TAZとは、「一時的自主管理空間」の略で、「ハキム・ベイ」という筆名のピーター・ランボーン・ウィルソンというアメリカ人が90年代に提起した概念です。私たちが自分たちでTAZと呼んでいるものは、2012年の大飯原発再稼働を境に大きくなった、毎週金曜の首相官邸前デモに参加していたことをきっかけにできたネットワークです。

私たちのTAZは、3.11後の持続可能な社会づくりに関心を持つ学生の集まりで、「理想の社会を実現するためには若者の政治参加が大切だ」という思いのもと、2012年12月の衆院選、2013年7月の参院選を前に、facebookやtwitterを用いて、また、実際に大学のキャンパスや渋谷ハチ公前などで、「選挙に行こう」という趣旨のキャンペーンを行いました。中でも「VOTE」と胸にプリントされたTシャツを販売するキャンペーンは大きな反響を呼び、計100枚以上が完売するなどして参院選前日の東京新聞の夕刊一面に掲載されました。

私がこの分野に興味を持ったのは、2012年に、ピースデポのみなさんと初めて広島と長崎を訪れて、核兵器の恐ろしさを肌で感じると同時に、そんなものが今もなお大量に存在していることに衝撃を受けたのがきっかけでした。そして、この誇るべき憲法9条をこれからも守っていきたいと思うようになったのです。

しかし、視線を永田町に向ければ、「積極的平和主義」という大義の下で戦争ができる国となる準備を着々と進めているように見えてなりません。私たち若者の未来は若者が作っていく。そのためにも、大学で勉強する一方で、キャンパスを飛び出してさまざまな人と意見交換をすることを大切にしています。次の夏はPeace☆Ringで沖縄のフィールドワークに行くつもりで、今後も勉強を続けていきたいと思っています。

- ① 特定秘密保護法案を問う 情報は国民のもの すべて公開が原則 ピースデポ特別顧問 梅林宏道さん(神奈川新聞、13年11月21日)
- ② 秘密保護法案を問う 国の情報は国民のもの 湯浅一郎さん NPO法人「ピースデポ」代表(信濃毎日新聞、13年11月10日)
- ③ オスプレイ問題提起を 湯浅一郎代表(愛媛新聞、13年8月9日)
- ④ 核廃絶へ市民の声を 地球市民集会ナガサキ 分科会の内容を説明 塚田晋一郎事務局長代行(毎日新聞、13年9月22日)
- ⑤ 核なき世界へ活発な討論 地球市民集会 第1分科会 非核の傘・非核兵器地帯を広げよう 塚田晋一郎事務局長代行(長崎新聞、13年11月4日)

国の情報は国民のもの 原則

②

国が持っている情報、国民のもの。特定秘密保護法案の議論では、国の情報とは何かという原則を、まずはっきりさせるべきだ。日本の情報公開法はこの原則が欠けているため、政府の都合で情報の非開示が決められてしまっている。米国の情報公開法の解説書には「政府が持つ情報は一般公衆のもの。市民は政府機関が持つ全ての文書を見る権利を有している」と明記されている。文書を出さない場合、根拠を立証する義務があるのは政府の側だ。

ピースデポは核軍縮と基地問題について市民の立場で一次情報を集め分析している。2007年には、海上自衛隊がテロ対策特別措置法に基づき03年、インド洋で米軍に給油した燃料が、イラク戦争に転用されたことを公文書証拠に指摘した。

イラク戦争に参加した米空母「キティホーク」が03年9月に横須賀基地に帰港した際、米司令官は、海自から間接的な燃料補給を受けたと発言した。海自補給艦の任務はアフガニスタンの対テロ作戦の支援で、燃料がイラク戦争に使われたのなら法律違反だ。海自の給油を受けた米補給艦

日米で落差 まず情報公開法の検証を

①

「特定秘密保護法案」が議論されている。この法案は、国の秘密と特定秘密を区別し、特定秘密は国民の知る権利の対象外とする。これは、米国の情報公開法とは対照的だ。米国の情報公開法は、政府が持つ情報は一般公衆のもの、と明記されている。文書を出さない場合、根拠を立証する義務があるのは政府の側だ。

「特定秘密保護法案」が議論されている。この法案は、国の秘密と特定秘密を区別し、特定秘密は国民の知る権利の対象外とする。これは、米国の情報公開法とは対照的だ。米国の情報公開法は、政府が持つ情報は一般公衆のもの、と明記されている。文書を出さない場合、根拠を立証する義務があるのは政府の側だ。

「特定秘密保護法案」が議論されている。この法案は、国の秘密と特定秘密を区別し、特定秘密は国民の知る権利の対象外とする。これは、米国の情報公開法とは対照的だ。米国の情報公開法は、政府が持つ情報は一般公衆のもの、と明記されている。文書を出さない場合、根拠を立証する義務があるのは政府の側だ。



ピースデポ特別顧問 梅林 宏道さん

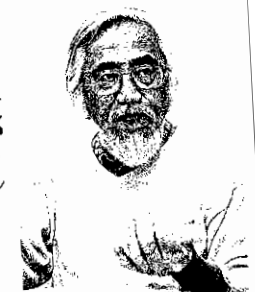
特定秘密保護法案を問う

情報は国民のもの すべて公開が原則

秘密保護法案を問う

5

湯浅 一郎さん NPO法人「ピースデポ」代表



ゆあさ・いちろう 49年東京生まれ。海洋汚染問題や反基地運動にかかわり、08年2月からNPO法人ピースデポ代表。



「ピースデポ」の代表湯浅一郎は、米国の情報公開法について分析した。米国の情報公開法は、政府が持つ情報は一般公衆のもの、と明記されている。文書を出さない場合、根拠を立証する義務があるのは政府の側だ。

オスプレイ問題提起を

オスプレイの配備は、地域の安全と環境問題に大きな影響を与える。湯浅一郎代表は、オスプレイの配備をめぐって、地域の安全と環境問題について、市民の声を上げようと呼びかけた。

核なき世界へ 活発な討論

地球市民集会 4分科会詳報

25.9.22 毎日 核廃絶へ市民の声を 4分科会の内容を説明

地球市民集会ナガサキ

分科会1 非核の傘・非核兵器地帯を広げよう

分科会2 フクシマからナガサキを考える

分科会3 核兵器禁止の法的枠組みをめざして

分科会4 核兵器禁止の法的枠組みをめざして

核兵器禁止の法的枠組みをめざして

分科会1 非核の傘・非核兵器地帯を広げよう

分科会2 フクシマからナガサキを考える

分科会3 核兵器禁止の法的枠組みをめざして

分科会4 核兵器禁止の法的枠組みをめざして